

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則をここに公布する。

平成27年3月27日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第9号

瀬戸市子ども・子育て支援法施行細則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 子どものための教育・保育給付

第1節 支給認定等（第2条―第13条）

第2節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第14条・第15条）

第3章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第1節 特定教育・保育施設（第16条―第20条）

第2節 特定地域型保育事業者（第21条―第25条）

第3節 業務管理体制の整備等（第26条）

第4章 雑則（第27条・第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の施行に関し、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2章 子どものための教育・保育給付

第1節 支給認定等

(労働時間の下限)

第2条 府令第1条第1号の市町村が定める時間は、60時間とする。

(認定の申請)

第3条 府令第2条第1項に規定する申請書は、保育所等入所申込書（保育台帳）兼施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書によるものとする。

(認定の結果の通知等)

第4条 法第20条第4項前段の規定による通知は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定（変更）通知書により行うものとする。

2 法第20条第4項後段の規定による府令で定める事項を記載した認定証は、支給認定証によるものとする。

3 法第20条第5項の規定による通知は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定却下通知書により行うものとする。

(支給認定の有効期間)

第5条 府令第8条第4号ロに規定する市町村が定める期間は、60日とする。ただし、市長が必要と認める場合は90日とする。

2 府令第8条第6号及び第12号の市町村が定める期間は、府令第1条第9号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市長が適当と認める期間とする。

3 府令第8条第7号及び第13号の市町村が定める期間は、府令第1条第10号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市長が適当と認める期間とする。

(現況の届出)

第6条 府令第9条第1項の規定による届書は、施設型給付費・地域型保

育給付費等支給認定現況届によるものとする。

(支給認定の変更の認定の申請)

第7条 府令第11条第1項の申請書は、支給認定変更(取消)申請書兼届出書によるものとする。

(申請による支給認定の変更の認定の結果の通知等)

第8条 法第23条第3項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定(変更)通知書により行うものとする。

2 法第23条第3項において準用する法第20条第5項の規定による通知は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更却下通知書により行うものとする。

(職権による支給認定の変更の認定の通知)

第9条 法第23条第5項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定変更通知書により行うものとする。

(支給認定の取消しの通知)

第10条 府令第14条第1項の規定による通知は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定取消通知書により行うものとする。

(申請内容の変更の届出)

第11条 府令第15条第1項の届書は、支給認定変更(取消)申請書兼届出書によるものとする。

(支給認定証の再交付の申請等)

第12条 府令第16条第2項の申請書は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定証再交付申請書によるものとする。

第2節 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給

(施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の基準)

第13条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額(法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)及びロ(1)に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額を含む。以下「利用者負担額」という。)は、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況等に応じ、別表に定める基準により算定した額とする。

2 法第28条第2項第1号並びに第30条第2項第1号及び第4号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した額から政令で定める額を限度として市町村が定める額を控除して得た額を基準として市町村が定める額(法附則第9条第1項第2号イ(1)及び第3号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した額から政令で定める額を限度として市町村が定める額を控除して得た額を基準として市町村が定める額を含む。)は、これらの規定によりその基準とされる額とする。

(利用者負担額に関する事項の通知)

第14条 府令第7条(府令第13条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、支給認定保護者に対するものにあつては利用者負担額決定(変更)通知書(保護者用)により、特定教育・保育施設等に対するものにあつては利用者負担額決定(変更)通知書(施設・事業用)により行うものとする。

(利用者負担額に関する事項の変更の通知)

第15条 府令第9条第4項(府令第11条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、支給認定保護者に対するものにあつては利用者負担額決定(変更)通知書(保護者用)により、特定教育・保

育施設等に対するものにあつては利用者負担額決定（変更）通知書（施設・事業用）により行うものとする。

（利用者負担額の変更）

第16条 市長は、災害その他特別の理由により、支給認定保護者の負担能力に変更が生じたときは、当該支給認定保護者の申請に基づき、その変動に応じて利用者負担額を変更することができる。

（施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の申請）

第17条 施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費（次項において「施設型給付費等」という。）の支給を受けようとする支給認定保護者は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給申請書に特定教育・保育等提供証明書（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特例保育を行う事業者が特定教育・保育等（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育又は特例保育をいう。以下この項において同じ。）を提供したことを証明する書類であつて、その提供した特定教育・保育等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したものをいう。）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）又は第29条第5項（第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により前項の支給認定保護者に係る施設型給付費等が特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者に支払われるときは、同項の規定は、適用しない。

3 市長は、第1項の規定による申請があつたときは、速やかにその可否を決定し、施設型給付費・地域型保育給付費等支給決定通知書又は施設型給付費・地域型保育給付費等不支給決定通知書により当該申請者に通

知するものとする。

第3章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第1節 特定教育・保育施設

(確認の申請)

第18条 府令第26条の申請書は、特定教育・保育施設確認申請書によるものとする。

(確認の変更の申請)

第19条 府令第28条の申請書は、特定教育・保育施設確認変更申請書によるものとする。

(変更の届出等)

第20条 法第35項第1項の規定による届出は、住所等変更届により行うものとする。

2 法第35条第2項の規定による届出は、利用定員減少届により行うものとする。

(確認の辞退)

第21条 特定教育・保育施設の設置者は、法第36条の規定により当該特定教育・保育施設の確認を辞退しようとするときは、確認辞退届を市長に届け出るものとする。

(確認の取消し等)

第22条 法第40条第1項の規定により法第27条第1項の確認を取り消し、又はその確認の全部若しくは一部の効力を停止するときは、確認取消・停止通知書により通知するものとする。

第2節 特定地域型保育事業者

(確認の申請)

第23条 府令第36条の申請書は、特定地域型保育事業者確認申請書に

よるものとする。

(確認の変更の申請)

第24条 府令第37条の申請書は、特定地域型保育事業者確認変更申請書によるものとする。

(変更の届出等)

第25条 法第47条第1項の規定による届出は、名称等変更届により行うものとする。

2 法第47条第2項の規定による届出は、利用定員減少届により行うものとする。

(確認の辞退)

第26条 特定地域型保育事業者は、法第48条の規定によりその確認を辞退しようとするときは、確認辞退届を市長に届け出るものとする。

(確認の取消し等)

第27条 法第52条第1項の規定により法第29条第1項の確認を取り消し、又はその確認の全部若しくは一部の効力を停止するときは、確認取消・停止通知書により通知するものとする。

第3節 業務管理体制の整備等

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第28条 府令第43条第1項の届書は、業務管理体制届によるものとする。

2 法第55条第3項又は第4項の規定による届出は、業務管理体制変更届により行うものとする。

第4章 雑則

(様式)

第29条 この規則の施行について必要な様式は、別に定める。

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(瀬戸市保育の必要性の認定に関する労働時間の下限を定める規則の廃止)

第2条 瀬戸市保育の必要性の認定に関する労働時間の下限を定める規則(平成26年瀬戸市規則第35号)は、廃止する。

(法附則第6条第4項の規定による費用の徴収)

第3条 法附則第6条第4項の規定により徴収する特定保育所における保育に係る保育認定子どもの年齢等に応じて定める額は、別表第1(2)(3)の表に係る部分に限る。)に定める額とする。

2 月の途中で保育の利用を開始し、又は解除した場合における当該月の徴収額は、前項の規定にかかわらず、当該月における保育所の利用の期間に応じ、別表(2)(3)の表に係る部分に限る。)に定める額について日割りにより算定した額とする。

(法附則第6条第4項の規定による徴収額の変更)

第4条 市長は、災害その他特別の理由により、保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者の負担能力に変更が生じたときは、当該保育認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者の申請に基づき、その変動に応じて法附則第6条第4項の規定による徴収額を変更することができる。

(法附則第6条第4項の規定による費用の納付)

第5条 法附則第6条第4項の規定による費用は、保育所の利用を開始す

る日の属する月の初日から10日（瀬戸市の休日を定める条例（平成3年瀬戸市条例第16号）第1条第1項に規定する市の休日にあたる時は、その日後最初に到来する市の休日でない日。以下同じ。）を経過するまでの期間に納付しなければならない。この場合において、月の途中で保育所に入所する場合にあつては、入所する日の初日から10日を経過するまでの期間に納付しなければならない。

（法附則第6条第4項の規定による費用の還付）

第6条 既に納付した法附則第6条第4項の規定による費用は、還付しない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表（第13条、附則第3条、第6条関係）

(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもが特別利用教育を受けた場合を含む。）

支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額) 1人 当たり
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30条）による支援給付受給世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定により	円 0

	なお従前の例によることとされた支援給付受給世帯を含む。)		
B ₁	市町村民税非課税世帯で母子世帯等 里親世帯（里親委託された子どもに係る利用者負担額に限る。）		0
B ₂	市町村民税非課税世帯でB ₁ 階層以外の世帯		3,000
C ₁	A階層を除き当年度分 （4月から8月までの月	77,100円以下世帯 （母子世帯等）	6,500
C ₂	分については、前年度 分）の市町村民税所得割	77,100円以下世帯 （C ₁ 階層以外の世帯）	10,500
D	の課税世帯であって、そ	211,200円以下世帯	15,000
E	の所得割の額の区分が次 の区分に該当する世帯	211,201円以上世帯	20,000

(2) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用教育を受ける子ども及び満3歳に到達した日の属する年度中の子どもを除く。)

支給認定保護者の属する世帯の階層 区分		利用者負担額（月額）1人当たり			
		3歳児		4、5歳児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯 （単給世帯を含む。）及び中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進 並びに永住帰国した中国残留邦 人等及び特定配偶者の自立の支	円 0	円 0	円 0	円 0

	援に関する法律による支援給付 受給世帯（中国残留邦人等の円 滑な帰国の促進及び永住帰国後 の自立の支援に関する法律の一 部を改正する法律附則第2条第 1項又は第2項の規定によりな お従前の例によることとされた 支援給付受給世帯を含む。）					
B ₁	市町村民税非課税世帯で母子世 帯等 里親世帯（里親委託された子ど もに係る利用者負担額に限 る。）	0	0	0	0	
B ₂	市町村民税非課税世帯でB ₁ 階 層以外の世帯	3,000	2,700	3,000	2,700	
C ₁	A階層を 除き当年	48,600円未満世 帯（母子世帯等）	3,000	2,700	3,000	2,700
C ₂	度分（4 月から8 月までの	48,600円未満世 帯（C ₁ 階層以外の世 帯）	7,000	6,500	7,000	6,500
D ₁	月分につ	55,000円未満	9,000	8,500	9,000	8,500
D ₂	いては、 前年度	61,000円未満	11,000 0	10,000 0	11,000 0	10,000 0
D ₃	分）の市	79,000円未満	15,000	14,000	15,000	14,000

	町村民税		0	0	0	0
D ₄	所得割の課税世帯	85,000円未満	19,000	18,000	19,000	18,000
D ₅	であつて、その	97,000円未満	23,000	21,000	22,000	20,000
D ₆	所得割の	145,000円未満				
D ₇	額の区分が次の区	157,000円未満	26,000	24,000		
D ₈	分に該当	169,000円未満				
D ₉	する世帯	185,000円未満				
D ₁₀		209,000円未満				
D ₁₁		227,000円未満				
D ₁₂		227,000円以上				

(3) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども（満3歳に到達した日の属する年度中の法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもを含む。）

支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額) 1人当たり	
		保育標準 時間	保育短時 間
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	円 0	円 0

	による支援給付受給世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付受給世帯を含む。）			
B ₁	市町村民税非課税世帯で母子世帯等 里親世帯（里親委託された子どもに係る利用者負担額に限る。）		0	0
B ₂	市町村民税非課税世帯でB ₁ 階層以外の世帯		5,000	4,500
C ₁	A階層を除き当該年度分（4月から8月	48,600円未満世帯（母子世帯等）	5,000	4,500
C ₂	までの月分については、前年度分）の市町村民税所得割の課	48,600円未満世帯（C ₁ 階層以外の世帯）	9,000	8,500
D ₁	税世帯であって、そ	55,000円未満	11,000	10,500
D ₂	の所得割の額の区分	61,000円未満	12,000	11,000
D ₃	が次の区分に該当す	79,000円未満	16,000	15,000
D ₄	る世帯	85,000円未満	20,000	19,000
D ₅		97,000円未満	24,000	22,000
D ₆		145,000円未満	27,000	25,000
D ₇		157,000円未満	32,000	30,000
D ₈		169,000円未満	37,000	35,000

D ₉	185,000円未満	43,000	42,000
D ₁₀	209,000円未満	48,000	46,000
D ₁₁	227,000円未満	51,000	49,000
D ₁₂	227,000円以上	54,000	52,000

備考

- 1 この表の「3歳」、「4歳」及び「5歳」とは、特定教育・保育等の利用を開始した日の属する年度の初日における年齢をいう。
- 2 この表の「保育標準時間」とは、府令第4条第1項の規定により1日当たりの保育の利用を11時間までとするものをいう。
- 3 この表の「保育短時間」とは、府令第4条第1項の規定により1日当たりの保育の利用を8時間までとするものをいう。
- 4 この表のB₁階層及びB₂階層における「市町村民税」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割及び同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）をいう。
- 5 この表の(1)の表に係るC1階層からE階層までの区分及び(2)(3)の表に係るC₁階層からD₁₂階層までの区分における「市町村民税所得割」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）をいう。
- 6 この表の「母子世帯等」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第1

7 条及び第 3 1 条の 7 に規定する配偶者のない者で現に特定教育・保育等の利用に係る支給認定子どもを扶養しているものの世帯

(2) 特定教育・保育等の利用に係る支給認定子ども、その兄弟姉妹及びその父母で、次のアからエまでのいずれかに該当する者（障害福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和 5 0 年厚生省令第 3 4 号）第 1 条各号及び第 1 4 条第 3 号に掲げる施設に入所している者は除く。）のいる世帯

ア 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 1 5 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和 4 8 年 9 月 2 7 日厚生省発児第 1 5 6 号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）に規定する特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 3 4 年法律第 1 4 1 号）に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

7 この表の「里親」とは、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親（(1)の表に係る部分にあつては、同法第 6 条の 4 第 2 項に規定する養育里親に限る。）であつて、支給認定保護者（法第 1 9 条第 1 項第 2 号又は 3 号に掲げる区分に限る。）をいう。

8 法第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、支給認定保護者の属する世帯において、3 歳から小学校 3 年生までの範囲に 2 人以上の子どもがいるときは、上記の表（(1)の表に係る

部分に限る。)の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
(1) 3歳から小学校3年生までの範囲で最年長の子ども	上記の表((1)の表に係る部分に限る。)に定める額
(2) 3歳から小学校3年生までの範囲で上記(1)に定める子どもから順に2人目の子ども	上記の表(1)の表に係る部分に限る。)の利用者負担額 × 0.5
(3) 3歳から小学校3年生までの範囲で上記(1)に定める子どもから順に3人目以降の子ども	0円

9 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、生計を一にする世帯に兄又は姉(18歳到達年度の末日を経過していないものに限る。)が2人以上いるときは、上記の表((2)(3)の表に係る部分に限る。)の定めにかかわらず、それぞれ次の表の第2欄により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
(1) B ₂ 階層からC ₂ 階層までの区分に該当する世帯に属する小学校就学前子ども	0円
(2) D ₁ 階層からD ₅ 階層までの区分に該当する世帯に属する小学校就学前子どものうち3歳未満の子ども	0円
(3) D ₆ 階層からD ₁₂ 階層までの区分に該当する世帯に属する小学校就学前子どものうち	上記の表((2)(3)の表に係る部分に限る。)の利用者負

ち3歳未満の子ども	担額×0.5
-----------	--------

10 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用者負担額は、B₂階層からD_{1,2}階層までの区分における生計を一にする世帯から2人以上の小学校就学前子どもが法第7条に規定する教育・保育施設及び地域型保育施設、特別支援学校幼稚部（学校教育法（昭和22年法律第26号）第76条第2項に規定する幼稚部をいう。）並びに情緒障害児短期治療施設通所部（児童福祉法第7条第1項に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部をいう。）に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援（児童福祉法第6条の2第2項及び第3項に規定する児童発達支援又は医療型児童発達支援をいう。）を利用している場合において、次の表の第1欄に掲げる小学校就学前子ども（前項に規定する子どもを除く。）のうち、当該子どもが法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（学校教育法第1条に規定する幼稚園を除く。）又は同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者から保育を受けている際には、上記の表（(2)(3)の表に係る部分に限る。）の定めにかかわらず、第2欄により計算して得た額とする。

第1欄	第2欄
(1) 上記10に掲げる施設を利用している小学校就学前子ども（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）	上記の表（(2)(3)の表に係る部分に限る。）の利用者負担額
(2) 上記10に掲げる施設を利用している(1)以外の小学校就学前子ども（該当する子どもが2人以上の場合は、そのうち最年長の	上記の表（(2)(3)の表に係る部分に限る。）の利用者負担額×0.5

もの1人とする。)	
(3) 上記10に掲げる施設を利用している上 記以外の小学校就学前子ども	0円

- 1.1 支給認定保護者の属する世帯の階層区分の認定については、その支給認定保護者に係る支給認定子どもと生計を一にする父母（事実婚を含む。）及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の課税額の合計により行う。